# 令和5年度

地方公共団体金融機構 決 算 報 告 書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

地方公共団体金融機構

#### 和 5 年 度 決 算 報 告 書

貸借対照表(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

				<u>(単位:日刀円)</u>
区 分	予 算 額	決 算 額	差額	備考
貸付金	23, 043, 460	23, 074, 004	30, 544	
有価証券及び現金預け金	858, 908	1, 078, 192	219, 284	
金融商品等差入担保金	3, 090	_	△ 3,090	
そ の 他 資 産	5, 319	5, 545	226	
有形固定資産及び無形固定資産	7, 188	6, 380	△ 807	
資 産 合 計	23, 917, 964	24, 164, 123	246, 159	
債券	19, 057, 913	18, 949, 328	△ 108, 584	
借 入 金	510, 300	530, 300	20, 000	
金融商品等受入担保金	183, 617	413, 091	229, 474	
その他負債	4, 372	6, 807	2, 435	
賞 与 引 当 金	_	60	60	
役 員 賞 与 引 当 金	_	10	10	
退 職 給 付 引 当 金	_	45	45	
役員退職慰労引当金	_	15	15	
地方公共団体健全化基金	923, 974	926, 499	2, 525	
基本地方公共団体健全化基金	923, 974	926, 499	2, 525	
特別法上の準備金等	2, 811, 925	2, 912, 073	100, 148	
金 利 変 動 準 備 金	2, 200, 000	2, 200, 000	-	
公庫債権金利変動準備金	608, 507	708, 654	100, 147	
利 差 補 て ん 積 立 金	3, 418	3, 419	1	
負 債 合 計	23, 492, 100	23, 738, 231	246, 131	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16, 602	16, 602	0	
利 益 剰 余 金	362, 145	370, 406	8, 261	
一 般 勘 定 積 立 金	362, 145	370, 406	8, 261	
評価・換算差額等	△ 10,692	△ 18, 926	△ 8, 234	
管理勘定利益積立金	57, 809	57, 808	△ 0	
純 資 産 合 計	425, 864	425, 891	27	
負債・純資産合計	23, 917, 964	24, 164, 123	246, 159	

### 【注記事項】

(重要な会計方針及びその他の注記)

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構 会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

- 2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由
- (1) 貸付金は、貸付額が予定を上回ったことによる増
- (2) 有価証券及び現金預け金は、金融商品等受入担保金が予定を上回ったことによる増
- (3)金融商品等差入担保金は、担保付スワップ (CSA) 契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減(4)債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減(5)借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増

- (6)金融商品等受入担保金は、担保付スワップ (CSA) 契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増(7) その他負債は、未払金が予定を上回ったことによる増
- (8) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (9) 公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による増(10) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増(11) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

#### 決 算 報 告 書 令和5年度

損益計算書(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:百万円)

担益計	†昇吾(令和5年4月1日から令	J.H.C	午3月31日よく			( <u>単位:日万円)</u>
	区 分		予 算 額	決 算 額	差額	備考
経	常収	益	202, 611	209, 118	6, 507	
資	金 運 用 収	益	191, 635	191, 948	313	
	貸 付 金 利	息	191, 561	189, 523	△ 2,037	
	有価証券利息及び預け金利	息	0	150	150	
	金利スワップ受入利	息	-	2, 140	2, 140	
	その他の受入利	息	74	134	60	
役	務 取 引 等 収	益	66	66	0	
そ	の 他 業 務 収	益	-	99	99	
そ	の 他 経 常 収	益	10, 910	17,003	6, 093	
	地方公共団体健全化基金受入	.額	10, 900	16, 964	6, 064	
	その他の経常収	益	10	39	29	
経	常費	用	119, 231	118, 277	△ 953	
資	金 調 達 費	用	110, 270	110, 974	704	
	债 券 利	息	109, 315	109, 886	571	
	借 入 金 利	息	955	1,002	47	
	金利スワップ支払利	息	-	85	85	
役	務取引等費	用	260	275	15	
そ	の他業務費	用	2, 495	2,712	217	
営	業経	費	6, 206	4, 314	△ 1,891	
	人	費	1,010	934	△ 75	
	業務	費	3, 243	2, 173	△ 1,069	
	その他の営業経	費	1, 953	1, 206	△ 746	
そ	の 他 経 常 費	用	_	0	0	
経	常利	益	83, 380	90, 841	7, 461	
特	別  利	益	152, 552	52, 538	△ 100, 013	
公	庫債権金利変動準備金取崩	額	150, 012	50, 000	△ 100, 012	
利	差補てん積立金取崩	額	2, 540	2, 538	△ 1	
特	別 損	失	207, 065	107, 088	△ 99, 976	
金	利 変 動 準 備 金 繰 入	額	-	-	-	
公	庫債権金利変動準備金繰入	額	57, 052	57, 088	36	
玉	庫 納 付	金	150, 012	50,000	△ 100, 012	
当	期 純 利	益	28, 867	36, 292	7, 425	

## 【注記事項】

(重要な会計方針及びその他の注記)

- 1. 作成目的及び作成基準
- 地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。
- 2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由
- (1)貸付金利息は、金利が想定を下回ったこと等による減 (2)金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増
- (3) 地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増(4)業務費は、雑役務費とシステム維持費が想定を下回ったことによる減
- (5) 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減 額による減